

○多古町高校生等医療費の助成に関する規則

(平成 27 年 11 月 30 日規則第 17 号)

改正 平成 28 年 3 月 15 日規則第 11 号

(目的)

第 1 条 この規則は、高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部又は一部を助成することにより、高校生等の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって高校生等の健全な育成及び児童福祉の増進に寄与し、子育て支援体制の充実に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 15 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者で、学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校又は保健師助産師看護師法指定規則に基づく准看護師学校若しくは准看護師養成所へ就学している者であり、かつ、保護者に扶養されている者をいう。
- (2) 保護者 高校生等の親権を行う者、後見人その他の者で高校生等を現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
 - イ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
 - エ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
 - オ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
 - カ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (4) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。
- (5) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (6) 自己負担金 国、県又は町が公費負担医療制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。
- (7) 高校生等医療自己負担金 町が高校生等医療費助成事業による給付決定をした場合、当該給付を受けた保護者が負担しなければならない額をいう。

(8) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、柔道整復師法に基づき指定された接骨院及び医薬品医療機器等法に基づき指定された薬局をいう。

(助成対象医療)

第3条 助成の対象となる医療は、高校生等の傷病に係る医療のうち、法令に定める医療給付制度及びその他国又は県において別に定める制度に基づき医療費の支給を受けられる部分以外の医療であって、医療費を支払った日の翌日から2年以内に助成の申請のあるものとする。ただし、第三者の行為による傷病に係る医療を除く。

(助成対象者)

第4条 高校生等医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する高校生等の保護者とする。

(1) 高校生等が保険医療機関を受診した日に多古町に住所を有し、かつ、多古町の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、高校生等が通学の目的で他の市町村に住所を有している場合で、保護者が多古町に住所を有し、かつ、多古町の住民基本台帳に記録されているときは、当該高校生等は多古町に住所があり、かつ、多古町の住民基本台帳に記録があるものとみなす。

(2) 高校生等で医療保険各法の規定により保険給付の対象となった者

(3) 高校生等が保険給付を受けることができる被扶養者であること。

(4) 保護者となる者が所得に関する申告をしていること。

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該高校生等の保護者は対象としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する施設へ入所しているとき。

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているとき。

(4) 就職し、保護者の扶養から外れたとき。

(5) 婚姻したとき。

(助成対象期間)

第5条 この規則に定める医療費の助成対象期間は、15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までとする。ただし、転入者については、助成期間の開始を多古町の住民基本台帳に記録された日とする。

(優先関係)

第6条 高校生等に係る疾病又は負傷が、他の法令等による公費負担医療制度又は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。

(助成額)

第7条 高校生等医療費の助成額は、一部負担金又は自己負担金から別表に掲げる区分に応じた高校生等医療費自己負担金を控除した額（一部負担金又は自己負担金が高中生等医療費自己負担金に満たないときはその額）とする。ただし、保険調剤については、別表に定める区分にかかわらず高校生等医療費自己負担金を徴しないものとする。

- 2 前項の助成は、他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合及び医療保険各法の規定に基づく規則定款等により附加給付金の支給があった場合は、当該助成額からその額を除くものとする。
- 3 助成対象者が保険医療機関の発行する医療費計算書を添付して助成金を申請する場合の証明手数料は、助成対象者の負担とする。

(登録の申請)

第8条 助成対象者は、高校生等医療費助成受給資格登録申請書(別記第1号様式)に次に掲げる各号の書類を添えて受給資格の登録を町長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第3号に掲げる医療保険各法による被保険者証又は組合員証の写し
 - (2) 主たる生計維持者の所得及び高校生等医療自己負担金の算定に必要な町民税額の状況を証す書類
 - (3) 学生証の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項第2号の書類は、町長が公簿等で確認できる場合は、これを省略することができる。

(受給資格の認定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは速やかに審査を行い、資格要件に該当すると認められる場合は台帳に登録するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、資格要件に該当しない場合は、申請者へ高校生等医療費助成受給資格申請却下通知書(別記第2号様式)により、その旨を当該申請人に通知しなければならない。
- 3 町長は、毎年8月1日時点の世帯の市町村民税額を確認し、階層区分の更新を行う。

(届出の義務)

第10条 助成対象者は、第8条の規定による申請内容に変更が生じた場合は、速やかに高校生等医療費助成受給資格登録変更届(別記第3号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請により、階層区分の変更が生じる場合は、階層の再認定を行い、再認定日の翌月1日から資格を有効とするよう登録を更新する。

(助成の申請)

第 11 条 高校生等医療費の助成を受けようとするときは高校生等医療費助成金交付申請書(別記第 4 号様式)に保険医療機関が発行する領収書及び学生証の写しを添えて町長に申請しなければならない。ただし、第 8 条の規定による登録を終えた者にあつては、同一年度に限り、学生証の写しの添付を省略することができる。

(助成の決定)

第 12 条 町長は、前条の規定により申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたものについては高校生等医療費助成金給付決定通知書(別記第 5 号様式)により、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第 13 条 町長は、偽りその他不正な行為により第 7 条に定める助成を受けた者があるときは、高校生等医療費助成金返還請求書(別記第 6 号様式)により、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

2 助成を受けた者は、保険給付又は損害賠償により、助成に過払いが生じることとなった場合は、過払相当額を町長に返還しなければならない。

(補則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日規則第 11 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、改正前の多古町高校生等医療費の助成に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第 7 条関係)

階層 区分	世帯区分	負担基準額 (円)
		入院 1 日及び通

		院 1 回につき
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0
B	町民税非課税世帯	0
C	町民税所得割非課税世帯であって、町民税均等割のみ課税世帯	0
D	町民税所得割課税世帯	200

(注)

- 1 同日に入院又は通院が重複する場合は、それぞれを 1 日又は 1 回として、自己負担額を算定する。
- 2 階層区分の認定は、毎年 8 月 1 日時点の町民税の課税状況で認定する。
- 3 町民税所得割の計算に当たっては、以下の税額控除による税額控除前の所得割で階層区分を認定することとする。
 - (1) 外国税額控除(地方税法第 314 条の 8)
 - (2) 配当控除(地方税法附則第 5 条第 3 項)
 - (3) 住宅借入等特別控除(地方税法附則第 5 条の 4)
 - (4) 寄附金税額控除(地方税法第 314 条の 7)

別記第 1 号様式(第 8 条第 1 項関係)

高校生等医療費助成受給資格登録申請書

[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 9 条第 2 項関係)

高校生等医療費助成受給資格登録申請却下通知書

[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 10 条第 1 項関係)

高校生等医療費助成受給資格登録変更届

[別紙参照]

別記第 4 号様式(第 11 条関係)

高校生等医療費助成金交付申請書

[別紙参照]

別記第 5 号様式(第 12 条第 1 項関係)

高校生等医療費助成金給付決定通知書
[別紙参照]

別記第 6 号様式(第 13 条関係)

高校生等医療費助成金返還請求書
[別紙参照]